

日曜営業の給油所

中之島・今町地区の給油所では、交替で日曜営業を実施しています。
3月から4月上旬の日曜日に営業する給油所はつぎのとおりです。ご利用ください。

日	給油所名	住所	電話番号
%	小飯塚石油(株)今町SS	今町4丁目	(6)2744
13	山嘉商店今町SS	今町3丁目	(6)2645
20	桂屋商事(株)今町SS	猫興野	(6)4482
27	備浅野藤吉商店中之島SS	中之島第6	(6)4327
%	中之島村農協中央SS	中之島第7	(6)5395

※年末年始、ゴールデンウィーク、お盆等の従来から特例を認められていた期間中の日曜日は除外されています。

人口の動き

1月31日現在
() 内前月比
人口 11,349人 (-2)
男 5,563人 (-9)
女 5,786人 (+7)
世帯数 2,270戸 (+2)

28 河村 サキ
30 真堅 兵衛 91 70 宮 六
内 所

心配ごと相談(行政・人生相談も含む)

妊産婦、乳児医療費助成制度の変更

■ 妊産婦医療費助成制度
昭和五十八年三月三十一日限りで廃止になります。ただし、同日までに助成対象の認定を受けた者については、赤ちゃんが生まれた翌月の末日まで医療費の助成が受けられますが、一部負担金を支払っていただきます。
▽外来の場合—月 四百円 (四百円に満たないときはその額)
▽入院の場合—一日につき 三百円 (二ヶ月を限度)

■ 乳児医療費助成制度
乳児については、出生した日から満一歳に達した月の末日まで医療費の助成が受けられます。

■ 二月一日から、医療費助成申請書が変更されましたので、必要な人は役場保健衛生課までおいでください。
■ 保険証が変わった場合は、印かん、保険証、母子健康手帳を持参のうえ、早急に変更届を提出してください。

たが、四月一日からは医療費助成額から一部負担金を支払っていただきます。
▽外来の場合—月 四百円 (四百円に満たないときはその額)
▽入院の場合—一日につき 三百円 (二ヶ月を限度)

休日在宅当番医のお知らせ

3月から4月上旬の休日在宅当番医は下表のとおりです。内・外科とも原則的には午前9時から午後5時までですので、その時間内に受診してください。

時間外でやむを得ないときは、当番医の変更の有無を役場へ確かめてから受診してください。

	〈内 科〉		〈外 科〉	
日	医院名	電話番号	医院名	電話番号
%	内島医院	(6)2446	岩崎医院	(2)1122
13	霜鳥医院	(2)0579	金井医院	(2)0116
20	富田医院	(6)2226	寺師医院	(2)0137
21	堀医院	(6)2133	石川医院	(6)2140
27	小林医院	(2)0562	佐々木医院	(2)2357
%	星野(株)医院	(2)0998	岩崎医院	(2)1122

◇照会は中之島村役場 ☎02586-6-2002
◇救急車の要請は与板郷消防署 ☎025872-2572

○毎週火曜日 午後1時～4時

○中之島村公民館

報 告 なかのしま

昭和58年

2月 No.114

2月号 南蒲原郡中之島村役場

編集と発行 中之島村役場企画課
〒954-01 ☎02586(6)2002



村内の芸術家大集合

お年寄りから子供まで約400点が出品された
第9回村民作品展 -2月19日撮影-

おもな内容

- ・所得税の確定申告はお早目に②～③
- ・12月定例会一般質問から④～⑥
- ・昭和57年度の転作実績から ⑦
- ・1月臨時会 ⑦
- ・新潟県史ただいま予約受付中⑧
- ・スパイクタイヤは早目に交換を ⑧
- ・交通災害共済に加入を ⑨
- ・妊産婦・乳児医療費助成制度変更⑩

村民憲章

一、わたくしたちは、恵まれた自然に感謝し郷土を愛し、働く喜びを知る家庭と村をつくりましょう。

一、わたくしたちは、健康で笑顔に満ちた心のかよう家庭と村をつくりましょう

一、わたくしたちは、伝統を生きかし、教育・文化の向上と産業の発展につくす家庭と村をつくりましょう

(昭和五十六年八月八日制定)

所得税・住民税諸控除一覧表

項目	区分	所得税	住民税
基礎控除		290,000円	220,000円
配偶者控除	控除対象配偶者	290,000	220,000
	同居特別障害者の控除対象配偶者	340,000	
	老人控除対象配偶者	350,000	230,000
扶養控除	一般の扶養親族	290,000	220,000
	同居特別障害者の扶養親族	340,000	
	老人扶養親族	400,000	260,000
障害者控除	一般障害者	230,000	210,000
	特別障害者	310,000	230,000
老若男女 専業主婦 勤労学生	控除	230,000	210,000
生命保険料控除		支払10万円 最高50,000	支払7万円 最高35,000
損害保険料控除		最高15,000	—
白色専従者控除		最高400,000	最高400,000
障害者等の非課税限度額		—	800,000



の場合——一律一万七千円の税額控除が受けられます。
 ◎住宅ローンの控除
 住宅を取得する際、民間の金融機関から住宅ローンの融資を受けた場合——一定の算式により最高三万円までの税額控除が受けられます。

◆医療費控除
 あなたやあなたの家族が病気になり、多額の医療費を支払った場合——一定の算式により計算した金額を、あなたの所得から差し引いて税金を計算し直します。(最高二百万円まで)



◆雑損控除
 雪おろしに要した費用や火災盗難などにより、住宅や家財に損害を受けた場合——一定の算式により計算した金額を、あなたの所得から差し引いて計算し直します。



◆その他
 ▼所得が少ない人で、利子所得や配当所得、原稿料などの源泉徴収税額が納め過ぎになっている人。
 ▼年の途中で退職した後、再就職しなかった人で年末調整を受

この社会 あなたの税が生きている

所得税の確定申告はお早目に
 2月16日(水)→3月15日(火)

納税相談日程表

日	月	会場
28日(月)	公民館	譲渡所得
3月1日(火)	公民館	譲渡所得
3日(木)	公民館	譲渡所得
4日(金)	公民館	譲渡所得
7日(月)	公民館	譲渡所得
8日(火)	公民館	譲渡所得
9日(水)	公民館	譲渡所得
10日(木)	公民館	譲渡所得
11日(金)	公民館	譲渡所得



納税相談の様子(昨年)

今年も所得税や事業税、住民税(村民税)などの申告時期となりました。これらの申告は、住民税の課税の基礎となるものですから、三月十五日までに必ず申告をしてください。
 また、確定申告を必要としない方でも、住民税の申告が必要ですので必要事項を記入のうえ、三月十五日までに役場税務課へ必ず提出してください。

確定申告に必要な書類

- 確定申告をするとき、申告書に添付したり提出しなければならぬ書類などは次のとおりです。あらかじめ用意してください。
 - ①住宅取得控除を受ける場合、床面積基準の控除だけを受ける人。
 (イ)家屋の登記簿の謄本・抄本
 (ロ)請負契約書、売買契約書など家屋の取得年月日と床面積を明らかにする書類やその写し。
 - ②住民票の写し。
 - ③住宅ローンの控除も受ける人は、前記の書類のほかに次の書類を添付してください。
 (イ)金融機関等から交付を受けた「住宅取得に係る融資額の償還金額等の証明書」
 (ロ)請負契約書や売買契約書など、家屋の取得額を明らかにする書類やその写し。
 - ④雑損控除を受ける場合は、損害額の明細書。
 - ⑤医療費控除を受ける場合は、支払った医療費の領収書。
 - ⑥小規模企業共済等掛金控除を受ける場合は、支払った掛金の証明書。
 - ⑦生命保険料控除を受ける場合で、支払った生命保険料が一年契約九千円をこえるときはその支払保険料の証明書。
 - ⑧損害保険料控除を受ける場合は、支払った保険料の証明書。
 - ⑨給与所得がある人は勤務先から貰った源泉徴収票。
 - ⑩振替納税・還付金の口座振込を希望される方は、その口座番号を控えてこられるように。
 - ⑪印かんを忘れずに。
- ※申告書の住所や氏名、扶養親族などご自分でわかる箇所に必ず記入してください。

次のようになると税金が返ってきます

- ◎住宅取得控除
- ◎床面積基準の控除
- ◎四〇平方メートル以上一六五平方メートル未満の住宅を新築したり、既存の住宅を購入した人で、その年の合計所得金額が八百万円以下

お忘れなく!!
 贈与税の申告も...

贈与税は、個人から一年間にもらった財産の合計が六十万円を超えているときにかかる税金です。したがって、昭和五十七年中にもらった財産を合計して、六十万円以下のときは申告は不要ですが、六十万円を超える場合は申告しなければなりません。
 贈与税の申告と納税は、贈与を受けた翌年の2月1日から3月15日までです。
 なお、贈与税額が五万円を超えていて、一時に納めることが困難なときは、五年以内の年賦延納ができます。延納したときは、年利六・六%の利子税がかかります。詳しくは、税務署、役場税務課におたずねください。

納税は便利な口座振替で

所得税の振替納税制度をご利用ですか。
 この制度は、税金もみなさんがよく利用されている、電話料や電気料などと同じように、預金口座から自動的に納税できますので、納税のための手数も省け、たいへん便利です。
 まだ利用されていない方は、この機会にぜひご利用されるようおすすめします。
 手続など詳しいことは、預金先の金融機関または税務署・役場税務課におたずねください。

議会報告

十二月定例村議会

村議会の十二月定例会の本議会が十二月十七日午前十時から開かれ、村政に対する一般質問が三議員により行われましたので、その要旨をお知らせします。

一般質問と答弁(要旨)



小野 勇雄 議員

用水問題について

▽村当局は去る七月以来、猿橋川長呂堰の修理を巡る猿橋川土地改良区とのトラブルの解決について努力されていますが、この問題は村が協定書に基づき長呂堰の修理を申し入れたにもかかわらず、これを無視し、しかも水を止める等の挑発的行為に及んだ猿橋川土地改良区に起因するもので、その責任は大々しいと思います。しかもこのことが一部の新聞に大きく報じられたため、多くの関係農民は不安を募ら

せております。受けて立つ村としても長呂堰補助管の復活という目的の兼ね合いから、先を見通した現実的な対応が必要であろうと思えます。
しかも、中野江沿いにある約二十町歩に及ぶ開田用水は、現在ポンプに頼っておりますが、いま進行中の県営用水改良事業が完了すれば、自然用水で耕作が可能になってくることから、もし、この用水問題が長引き来年の春耕期に万一水不足をきたすような事態にでもなれば大変なことになります。村当局は、来年の春耕期を前にして一日も早く関係農民が安心して耕作ができるよう努力してほしいものではないかと考えております。
長呂堰の修理を巡るトラブルについては村は現在、県に調定を依頼されておりますが、これに対する県の対応はどうか、また猿橋川土地改良区との折衝があったのかどうか、今までの経過と今後の対応についてお伺いしたい。また、長呂堰下の補助管復活の取り組み状況についても合わせてお伺いしたい。

一方、長呂堰及び堰下の補助管復活については、去る十二月六日の猿橋川水系対策協議会で、これまで河川改修の一環として長呂堰は撤廃したいとする県の方針に逆行して、長呂堰は存置、補助管は復活という陳情を続けてきましたが、将来を展望するとき不本意であるが長呂堰の撤廃はやむを得ない。その代わり信濃川から二丁の取水権がある長呂堰下の補助管は、国又は県費で復活するよう関係機関に陳情するという結論になりました。県も前向きに

えを伺いたい。
齋藤村長 来年度は約四十ヘクタールの麦の収穫が予想されるが、その対応をどうするかとお尋ねですが、これをスムーズに行うには、新たにコンバインが六台、乾燥機が三台位、それに施設も必要になろうかと思えます。目下、これら一連の対応について農協と事務レベルで検討しております。
村としても、今後転作に力を入れるとともに農家の転作意欲に応えるため、一歩進んで農協理事者とも話を進めて、ご質問の趣旨に応えたいと考えております。



遠藤 一夫 議員

財政問題について

▽鈴木内閣は発足以来、五十九年度を目標に増税なき財政再建と取り組んできましたが、最近のテレビ放映によれば、五十七年度決算においても六兆円余りの歳入欠陥が見込まれるといわれ、五十九年度の財政再建は断念せざるを得ない状況にあります。しかも、世界同時不況といわれる中で明るい見通しはなく、今後の地方財政に及ぼす影響は深刻なものがあります。

こうした状況の中で、本村の財政は自己財源が約二十%と少なく、五十%を占める地方交付税をはじめ国県支出金等の国への依存度が高い構成の中で、国の財政圧迫が強まれば、村行政にも少なからぬ影響がでることは当然であります。

水田利用再編対策について

▽昨年の農業行政は、水田利用再編対策を中心として極めて厳しく、取り分け転作について米を基幹作物とする本村においては、米の過剰基調を背景とした農作物の需給鈍化が今後も続くと思われ、現在、農家経済に及ぼす影響は深刻であります。
現在の転作状況を見ると、国の特定作物である麦、大豆を中心に積極的に取り組みがなされ、大豆においては一応の成果はみられるものの、転作障害や技術的な問題も多いようです。麦については地形的条件もさることながら実を取らない捨て作りの状態が大半で、五十七年度は、作付面積一三八・八ヘクタールに対して収穫面積は一五・八ヘクタールと振いませんでしたが、管理に比較的手がかからず、しかも収穫は農協が委託作業で引き受けてくれることが定着してきたため、五十八年度の収穫面積は、四十ヘクタールが確実と予想されております。今後、このように実取り中心の転作が増えることから、現有の機械力とオペレーター五人で十分対応できるのかどうか。また、昨今の厳しい財政事情からして一作物、一施設の機械対応は無理な面が多く、麦、大豆等に多目的利用のできる乾燥施設の設置が急務でないかと考えます。

これら一連の対応には行政機関だけでなく、農家を直接指導する立場にある農協も重要な役割を担うことは当然であります。また、水田利用再編対策事業の長期化が予想されることから、村は農協理事者と執行部、議員と積極的に懇談の機会をもって、これに対処する必要があると思えますが、村長のお考えを伺いたい。

一方、行政需要は年ごとに高まっており、限られた財源で最大の行政効果を挙げることが今日為政者に課せられた最大の責任であります。今こそ村長は行政の先頭に立ち、従来の慣行式は惰性にとらわれることなく、将来を展望し、財源がないから何もできないということでは行政能力が問われます。増まれ役を買って行財政の見直しに努めるとともに住民志向を洞察し、何をなすべきかを見極めて予算の編成に当たるべきだと思いますが、村長の決意をお伺いしたい。合わせて五十八年度予算の骨格並びに重点施策の大綱についてもお伺いしたい。

齋藤村長 国が赤字財政という厳しい状況の中で、県も市町村も地方交付税の削減は避けられませんが、本村としてもこの事態を厳しく受けとめ、五十八年度予算の編成に当たっては、すべてにわたって見直しを行い無駄を省き、限られた財源の高率運用に意を用いてまいり所存でございます。特に監査委員から指摘のある食糧費については前向きに取り組み、適正を期したいと考えております。

五十八年度予算と重点施策は、何と申しましても上通小学校体育館の建設で約一億四千万円、これを筆頭に村民の要望の高い道路改良舗装、あるいは橋りょう等の土木関係事業で約二億円。新規事業はできるだけ我慢していただくとしても、継続的なものは優先的にと考えております。また、中之島保育所を六十年を目途に建てたいと考えており、その用地買収を五十八年度、できれば来年三月中にも行いたいと思っております。

大竹貫一邸のPRについて

▽大竹邸記念館は、去る十一月県の景勝一〇〇選に入選したことにより、広く県内外にその名を挙げることができました。
田園地帯で観光資源に乏しい本村としては、これ

を契機に大竹邸記念館は勿論のこと、同庭内に祭祠されている平頼盛卿の池公社、近くに埋葬されている墓所、二本木地内にある義民与茂七翁の地蔵尊、あるいは刈谷田川大堰の景勝など一連の村の史跡、観光を村内外にPRする必要があろうかと思えます。しかも村長は、村の発展を期し、今後、町制施行をお考えのようですが、その意味においてもこれらを村の観光の目玉として案内標識の設置及び広報紙の発行に力を入れると同時に、観光業者の設定する観光コースにもセットしてもらおう働きかけをすることは、村の発展にもつながるのではないかと考えますが、村長のお考えを伺いたい。

齋藤村長 大竹邸記念館は、去る十一月行われた県の景勝一〇〇選で、村民各位のご協力をいただき八十三番目に入選しました。この機会に厚く御礼申し上げます。

大竹邸記念館のPRにつきましては、すでにご覧になった方もおありかと思いますが、上越新幹線開業記念の一環として長岡駅二階に、中越地区観光連盟主催で開かれている観光展に、大竹邸記念館をはじめ義民大竹与茂七地蔵尊など一連の史跡、観光を紹介しております。現在、大竹邸記念館は毎月第一、第三金曜日に開館していますが、日曜日に訪れる方の多いことから、今後は日曜日も開館したいと考えております。また今回の入選を機に来年度予算にしておりますが、PRを兼ねた看板を立てたいと考えており、更に今後大竹邸保存委員会の協力を得て大竹邸記念館をメインに池公社、与茂七地蔵尊あるいは杉之森の薬師堂、中野の民俗資料館など村の観光行政に取り入れ、村の発展につなげたいと考えております。また、中越地区広域観光連盟が五十八年事業として計画している、長岡駅を起点とした広域観光パスツアーコースの中にも幅広く組み入れたいと考えており、この機会に積極的に観光行政と取り組み、町制施行の原動力にしたいと考えております。



杉林 一郎 議員

与板橋歩道橋の

設置について

▽このことについて先般質問した際、村長は中之島村、与板町及び和島村で組織している三町村合同委員会が前向きに努力すると約束されましたが、その後どのように進展しているかお伺いしたい。またこれに関連して与板町にバスの乗り入れを要望するものであります。理由としては、老人あるいは女性子供が医療機関に通うに非常に不便を感じているということであり、実現には高度の政治折衝を要すると思いますが、合わせて村長のお考えを伺いたい。

斎藤村長 与板橋の歩道橋設置については、毎年三町村合同委員会が共通の問題として取り上げ陳情を重ねております。県道大口与板線の整備促進などもその一つで、着々と成果を挙げております。この歩道橋は何分にも延長があるため、工事費も約十億円かかるというわけ、簡単に手をつけられないというのが現実で住民の不安は大変だと思っております。しかし、本年度県費による調査費が百万円つき一歩前進しました。これを契機に今後更に三町村とも足並みを揃えて実現に向けて努力して参ります。

与板町へのバス乗り入れについては、国でさえ赤字路線は廃止する方向にあり、またバス会社の企業の立場もありませんが努力してみます。

農村総合整備

モデル事業について

▽村民は、村政史上まれにみる本事業の完成に、大きな期待をもって見守っております。発表当時の総事業費は十七億円と聞いていましたが、国の財政事情から十六億三千万円に減額され、実施初年度の五十七年度は三千二百万円に減額、更に五十八年度は五千円から六千万円に減額されるのではないかと聞いております。

七ヶ年の事業となれば、一ヶ年平均約二億三千万円強の予算がなければ、最終年度の六十三年度には完了できません。万一、完了できなかった場合、残った事業について村長はどのような措置をとられるかお伺いしたい。

斎藤村長 おっしゃる通りに五十七年度国の予算配分は三千二百万円と厳しく、それを七地区の単年度完成事業に配分して、事業を進めている現状でございます。計画からすれば、はじめの五十七年度は総事業費の三割、二年目は七割、三年目は十二割、四、五、六年の三年間は各二十割、最終の六十三年度は十八割という予算配分になります。厳しい国の財政事情から難しいようです。県に伺っても来年度は精々五千円から六千万円位しか見込めないであろうと聞いております。

本事業の中心をなす農村環境改善センターを六十年か六十一年に建てたいと考えていますが、県下でも五十数ヶ所の指定町村が、予算の配分を巡りひしめており容易ではありません。また、すでに事業を完了した町村の例では早くても十年はかかっております。しかし、計画した事業は、七年計画が十年になるか十二年になるか、年次が遅れても約束した事業は必ず実施したいと考えております。

家庭奉仕員派遣制度について

▽最近、国における福祉の後退が懸念されている中で、すでに老人医療費の一部有料化が来年二月から実施されることに決っております。これに追従するように一月から寝たきり老人等の障害者を対象に派遣する家庭奉仕員の費用を徴収する条例が、本議会に提出されますが、現在村内には、寝たきり老人等の障害者が五十名位といわれ、約半数の二十四名を三人の家庭奉仕員が担当していると聞いております。この条例が施行になれば所得税額が三万円未満の世帯は、一時間二九〇円、所得税額三万円以上の世帯は一時間五八〇円を徴収されます。従って今後家庭奉仕員を依頼する世帯が減るのではないかと懸念いたします。また、家庭奉仕員派遣という制度の名称からいって奉仕という名のつくものに費用を徴収するということとは聞いたことがなく、看板に偽りありといわなければならぬと思っておりますが、村長はどのようなお考えか伺いたい。

斎藤村長 この条例の提案は、本村が単独で行うものでなく、国の制度として行うものですので、ご理解を願います。また現在、家庭奉仕員を派遣している世帯は十三世帯ございます。この条例が施行になると一時間当たり二九〇円をいただく世帯が四名、五八〇円をいただく世帯が一名で、これではいかかと推定しております。こうしたことは福祉の後退ではないか、看板に偽りがあるのではないかと懸念いたします。これは老人医療費の一部有料等一連の国の福祉施策の見直しによるもので、厳しい財政事情からして、応分の負担はある程度やむを得ないものと思っております。また費用徴収により派遣世帯が減るのではないかと懸念ですが、その場合は派遣世帯の対象範囲を拡大しても派遣に努めたいと考えております。

昭和五十七年度の転作実績から

転作達成率は二二・四パーセント

厳しい農業情勢の中で迎えた、第二期対策二年目の水田利用再編対策(転作)。今年度の集計結果がまとまりましたので、お知らせいたします。本村に配分された面積三七七・三ヘクタールに対し、転作等実施面積は四二四・二ヘクタールとなり、一一・二・四パーセントの転作達成率となりました。

その転作内容をみると、特定作物(大豆・麦・飼料作物)が二七三・九ヘクタールと最も多く、次に一般作物(レンコン・いちご・一般野菜等)の一三四・一ヘクタール、農協預託(保全管理)の一五・三ヘクタール、永年性作物(果樹等)の〇・九ヘクタールの順となっており、これらを詳

水田利用再編第二期対策における補助金の体系(十アール当)

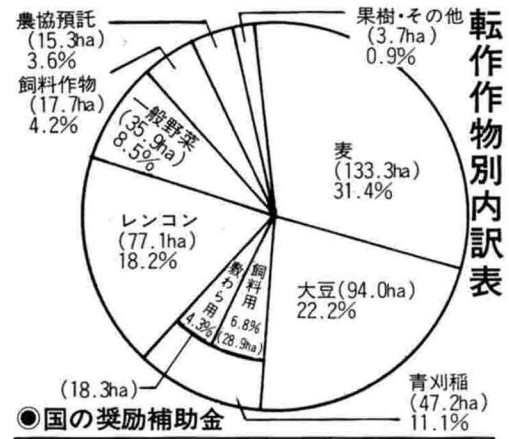


Table with 4 columns: 区分 (Division), 基本額 (Basic Amount), 計画加算 (計画的加算), 団地化加算 (団地化加算). Rows include specific crops like wheat, soybean, and general crops, as well as management and land improvement subsidies.

※一般作物のうち、地域振興作物として指定された作物については別に10a当たり5,000円加算されます。

- 村の転作補助金
▶ 1ha以上の集団 10a当 10,000円
▶ 配分面積達成者 10a当 4,000円

臨時会

除雪費用 二千万円を減額

昭和五十八年の第一回村議会(臨時会)が一月二十九日開催され、条例の制定・改廃等と一般会計補正予算について審議が行われ、いずれも原案通り可決されました。主な内容は、次の通りです。

- 〔条例関係〕
● 条例の制定・改廃等について——老人保健法の公布施行に伴い、現行条例の「中之島村老人及び重度心身障害者医療費助成に関する条例」は、題名の通り老人と重度心身障害者の両者を対象としていることから、これを廃止し、それぞれ別個に「中之島村重度心身障害者医療費助成に関する条例」と、「中之島村老人医療費助成に関する条例」を制定し、いずれも昭和五十八年二月一日から施行するものです。〔補正予算〕
● 昭和五十七年度一般会計補正予算について——補正額は十一万六千円を追加し、総額二十億三千三百四十六万二千円となりました。
● 総務費 六十五万円
● 農林水産業費
● 長呂堰板取替修繕工事費九十九万九千円の減額
● 農道整備事業費 (道路用地購入費) 百二十万円 (物件補償料) 百二十万円の減額
● 土木費
● 除雪ブルトーザー等借上料 二千万円の減額
● 村道改良工事請負費(四路線) 一千九百八十六万三千元

新潟県史

ただいま予約受付中

新潟県が「立県百年」の記念事業として、かねて編さんを進めてきた「新潟県史」は、昨年引き続いて、五十八年三月末に五巻が刊行されます。

刊行予定の五巻は、貴重な未刊史料を多数紹介しており、新潟県の歴史を知るうえで不可欠の資料です。昨年度までに刊行された十一巻も、高評を得て、県内外の方々に愛読されており

- この機会に多くの皆様のご購読をお勧めいたします。
- 今回刊行巻の内容
- 資料編1 原始古代一
 - 考古編 五、五〇〇円
 - 資料編4 中世 二
 - 文書編11 四、九五〇円
 - 資料編11 近世 六
 - 文化編 四、九〇〇円
 - 資料編14 近代 二
 - 明治維新編II 四、九〇〇円
 - 資料編19 近代 七

雪が消えたら……

スパイクタイヤは 早目に交換を

冬道の安全走行性などの面から、スパイクタイヤを使用される方が増えていますが、これに伴って、スパイクタイヤが原因と予想される舗装道路の破壊や、

センターラインなど路面表示の摩損が生じ、その舗装修理費等が急激に増加しており、大きな経済的問題として提起される一方、この摩耗粉じんによる公衆衛生上の新たな公害問題としてもクローズアップされつつあります。

そこで、スパイクタイヤを使用される皆様から、このような事情を十分ご理解いただき、春先のスパイクタイヤ装着の必要がなくなる時期には、直ちに夏タイヤに交換して下さるよう、特段のご協力をお願いいたします。

《村内交通事故発生状況》

区分	件数		死者		負傷者	
	1月中	累計	1月中	累計	1月中	累計
58年	4	4	0	0	4	4
57年	1	1	0	0	1	1
比較増減	+3	+3	+0	+0	+3	+3

死亡事故0 連続77日 (2/25現在)

※まだまだ油断できない冬の道。交通事故を起こさない、また合わないよう、みんなが十分注意しましょう。

●申込先
〒951新潟市学校町通一番町 六〇二番地
新潟県総務部県史編さん室
☎〇二五二一三三―五五一
内線三〇二五

●申込方法
はがきに住所、氏名、購入巻名、冊数、公私用の別、電話番号などを記し、お申し込みください。



①日①円①保①険

交通災害共済 家族そろって 加入を……

「一日一円の会費で会員互助の助け合いを」と、交通災害共済組合が発足してから、今年で十四年目になります。

当村では、みなさんのご理解により加入者も年ごとに増え、五十七年度は全人口の約八十二パーセントに当たる九千二百二十八名の方々が加入いただきました。

また、三十六件（一月末現在）が給付の対象となり、四百四十二万円の見舞金が支払われております。

いつ不幸な交通事故にあうかわかりません。人間の尊い生命は金銭にはかえられませんが、万一に備え、家族そろって加入くださるようお勧めします。

●加入資格
どなたでも年齢に制限なく加入できます。

《会費》
一人年額三百五十円（四月一日以降に加入する場合も同額です）

《加入期間》
四月一日から翌年三月三十一日まで（中途加入した人は、会費を納入した日の翌日から共済期間が始まります）

《申し込み》
三月上旬ごろまでに、嘱託員を通じて申込書をお届けしますので、期限までに申し込みください。

なお、四月以降の加入は直接役場住民福祉課の窓口へおおいください。

●見舞金の請求は
万一、交通事故にあわれたらつぎの書類を添えて請求してください。

①会員証 ②共済見舞金請求書
③交通事故証明書 ④医師の診断書（組合所定の用紙を使用のこと）

※共済見舞金の請求は、交通事故を受けたときから一年以内となっております。



見舞金

等級	災害の程度	金額
1等級	死亡した場合	1,000,000円
2等級	自賠責施行令別表の等級区分の1級各号に掲げる傷害の場合	700,000円
3等級	治療を要した期間が6月をこえ、かつ、入院30日以上を含む実治療日数90日以上のもの	150,000円
4等級	治療を要した期間が5月をこえ、かつ、入院21日以上を含む実治療日数75日以上のもの	120,000円
5等級	治療を要した期間が4月をこえ、かつ、入院14日以上を含む実治療日数60日以上のもの	100,000円
6等級	治療を要した期間が3月をこえ、かつ、入院7日以上を含む実治療日数45日以上のもの	80,000円
7等級	治療を要した期間が2月をこえ、かつ、入院通院の実治療日数30日以上のもの	60,000円
8等級	治療を要した期間が1月をこえ、かつ、入院通院の実治療日数15日以上のもの	40,000円
9等級	入院・通院の実治療日数7日以上のもの	20,000円

○無免許又は飲酒運転、その他故意あるいは重大な過失による場合等は見舞金を支払われないこととなりますのでご注意ください。なお、くわしいことは役場住民福祉課におたずねください。

1983
WORLD COMMUNICATIONS YEAR
世界コミュニケーション年
人類の明るい未来とコミュニケーション

求人情報のご案内

長岡職業安定所及び三条職業安定所より、一月二十六日から二月二十五日受け付け分・男一四五件、女子一七七件の求人情報が届いています。

これらの内容など詳しいことにつきましては、各職業安定所または役場産業課商工係にお問い合わせください。

- 長岡職業安定所 ☎〇二五八―三二―一一八一
- 三条職業安定所 ☎〇二五六―三三―五四三二
- 役場産業課商工係 ☎六一二〇〇―二（内線四四番）

固定資産の課税台帳縦覧

■縦覧期間
3月1日から3月20日（土曜日の午後と日曜日は）除きます。

※この期間は無料で固定資産の課税台帳をごらんになれますので、ぜひ、お出かけください。

※57年中に家屋調査された方は、この期間にごらんになると便利です。

レクリエーション大会に参加しませんか

▽と き 三月六日(日) 午前十時

▽ところ 中之島村公民館

▽主催 催し/中之島村青年学級

▽対象 象/レクリエーション大会に興味と関心のある人

▽参加費 八百円(食事その他)

▽申込 締切/三月三日

▽申込 先/中之島村公民館

▽その他 動きやすい服装で参加してください。

児童手当 振込通知

振り込み日
二月十五日(火)

各農協の口座に振り込みましたので、お確かめください。

野球連盟の登録はお早目に!

昭和58年度の野球連盟登録は、3月末日までに登録料を添えて、連盟事務局（中之島村公民館内）に申請してください。登録されないと、社会人野球大会等の出場はできません。

▶登録料/新規加入 3,000円・継続加入 2,000円

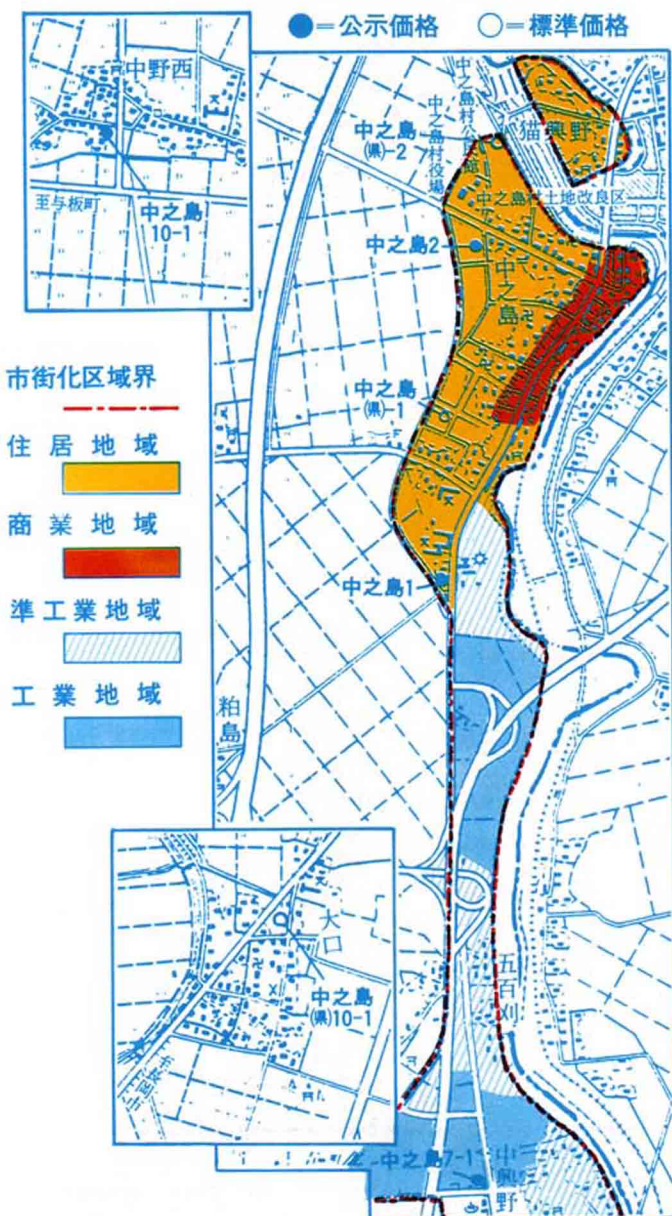
▶申請書/事務局に用意してあります。（※詳細は事務局へ）

ただいま工事申

一入札結果から一

場所	工事名	工事費(万円)	工事業者名	完了予定日
島田	道路改良工事	965	(有)丸月組	58.3.28
島田	農業集落道整備第一工	64	(有)丸月組	58.3.22
島田	道路改良工事	203	(有)羽賀建設	58.3.26
大曲戸	道路改良工事	668	(株)松井組	58.3.26
中之島	道路改良工事(2次)	708	松井木材建設	58.3.26
中条	道路改良工事	310	(株)第一和光産業	58.3.26
粕島	道路改良工事(2次)	415	室橋組	58.3.26

○毎月5日・15日・25日
○午前9時～午後4時



■ 公示価格 (57年1月1日現在)

- 中之島-1 中之島字芝切3,831番9外 (住居地域) 25,300円
- 中之島-2 中之島字三並395番 (住居地域) 21,900円
- 中之島7-1 中興野字四枚配406番1 (準工業地域) 10,700円
- 中之島10-1 中野西字居村丁580番15外 (市街化調整区域) 6,100円

■ 標準価格 (57年7月1日現在)

- 中之島(準)-1 中之島字腰巻6,647番 (住居地域) 18,200円
- 中之島(準)-2 猫興野字村浦139番6 (住居地域) 13,900円
- 中之島(準)10-1 大口字居掛1,583番子外2筆 (市街化調整区域) 12,500円

※価格はいずれも「更地」としての1平方メートル当たりのものであります。

地価水準の正しい知識を得ましょう!!



地価公示と地価調査制度

一般的に土地の価格は経済的、社会的、行政的諸要因の変化に応じて変動しますが、他の商品とは違い土地の価格がいくらかということ判断することは、一般の人々にとっては非常に困難です。そのため、いったん正常な価格より高く取引が行われると、直ちに周辺の土地価格に影響し、近隣の地価水準が引き上げられてしまうことも多いのです。

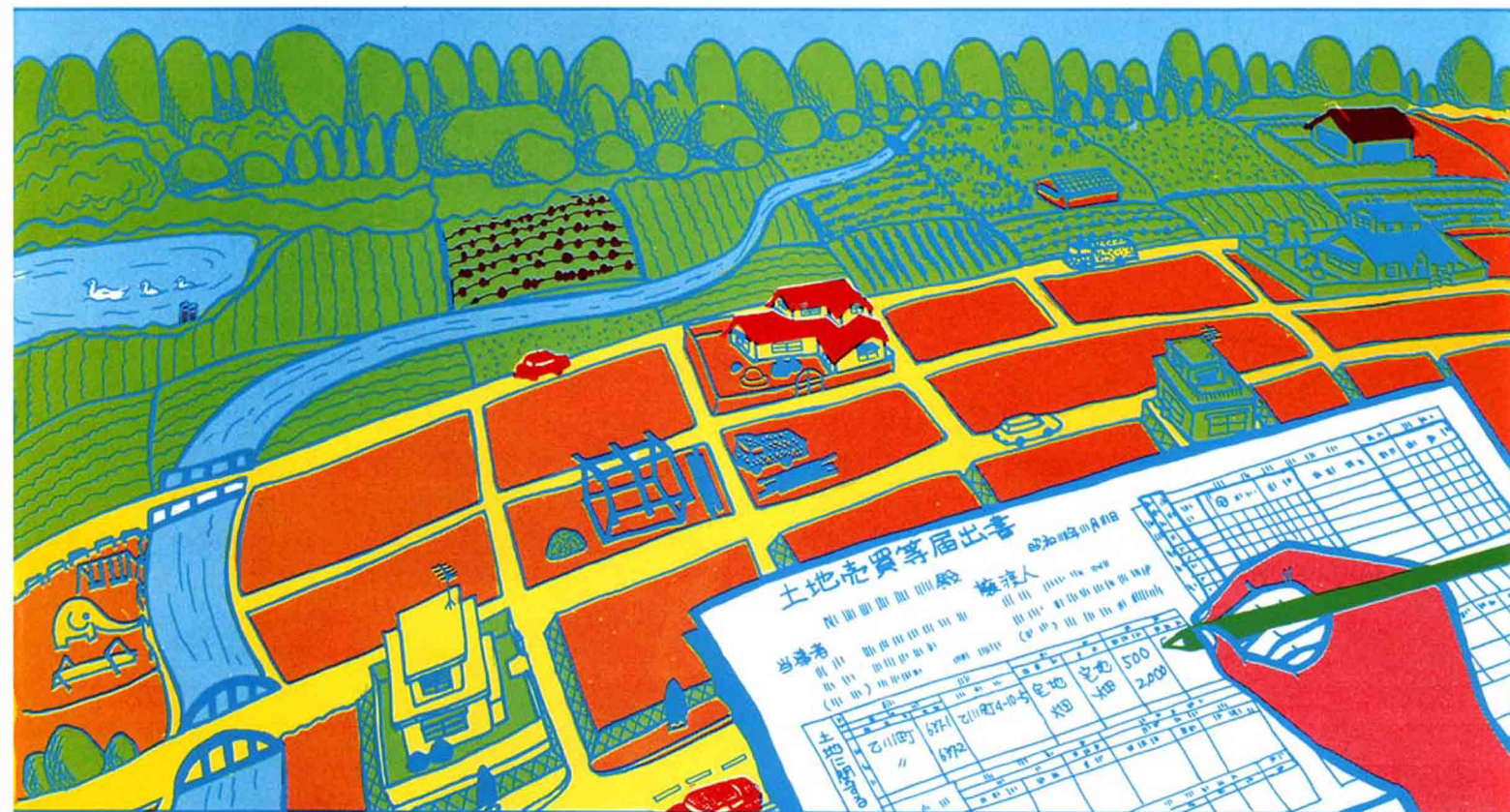
このような価格の高騰を防ぐため、また土地取引価格の目安にするため、調査地点を設定し、一定の期日に「正常な土地価格」を年1回判定公表する制度として、県の「地価調査」と国が行う「地価公示」があります。これらはいずれも、地価についての正しい知識を得ていただくことをねらいとしています。

▶ 両制度の概要 ◀

項目	地価公示	地価調査
根拠法令	地価公示法	国土利用計画法施行令第9条
調査主体	国土庁土地鑑定委員会	都道府県知事
地価判定の基準日	1月1日	7月1日
公表日	4月1日	10月1日
調査地点の名称	標準地	基準地
調査価格の名称	公示価格	標準価格

土地取引のまえに……

国土利用計画法による土地取引の届出制
土地の取引価格の目安——地価公示と価格調査



最近の中之島村の宅地分譲から

最近、村内では民間業者による宅地造成及び分譲が数多く行われています。

これらのほとんどが、国土利用計画法に基づく「事前確認制度」により、販売予定価額について事前に県知事の確認を受け、分譲されているものです。

その主なものを紹介いたしますので、土地売買等の参考にしてください。なお、()内は確認を受けた販売予定価格の有効期間です。

◎ 中之島字三並 (S57.12.31)

- 開発面積/14,327.68㎡
- 用途地域/住居地域
- 総区画数/50区画
- 価格/25,000~28,800円/㎡

◎ 猫興野字村浦 (S58.5.31)

- 開発面積/11,108.09㎡
- 用途地域/住居地域
- 総区画数/37区画
- 価格/22,500~29,700円/㎡

◎ 中興野字四枚配外 (S58.7.31)

- 開発面積/6,876.02㎡
- 用途地域/準工業地域
- 総区画数/24区画
- 価格/26,370~29,030円/㎡

◎ 中之島字大屋敷外 (S58.10.31)

- 開発面積/27,747.95㎡
- 用途地域/準工業地域
- 総区画数/79区画
- 価格/27,200~34,200円/㎡

知っておきたい土地取引の正しい知識

—— 一定面積以上は事前に届出が必要です ——

国土利用計画法は、土地の投機的取引や地価の高騰を抑制し、乱開発などを未然に防ぐため、土地取引について届出制を設けています。一定面積以上の土地取引をしようとするときは、この法律により、あらかじめ県知事に届け出なければなりません。

1 届出の必要な土地取引

一定面積以上の土地について 売買などの契約について

(イ) 市街化区域 **2,000㎡以上**

(ロ) (イ)を除く都市計画区域 **5,000㎡以上**

(ハ) 都市計画区域以外の区域 **10,000㎡以上**

※大規模開発

(イ) 市街化区域	10,000㎡以上
(ロ) (イ)を除く都市計画区域	20,000㎡以上
(ハ) 都市計画区域以外の区域	50,000㎡以上

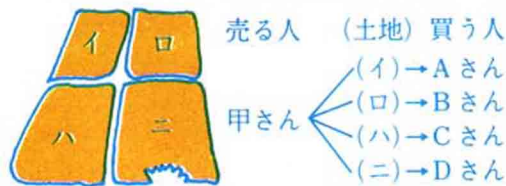
これらの契約は予約の場合でも事前に届出が必要です。

これらを行う場合は、届出の前に事前協議が必要です。

- 売 買
- 共有持分の譲渡
- 営業譲渡
- 譲渡担保
- 代物弁済
- 交 換
- 予約完結権、買戻権等の譲渡
- 地上権、賃借権の設定・譲渡

【一団の土地】

個々の取引面積は小さくても、合計していくと一定面積以上となる図のような一団の土地取引は、個々の取引それぞれについて届出が必要です。



(イ+ロ+ハ+ニ) = 一定面積以上



(い+ろ+は+に) = 一定面積以上

3 遊休土地制度

届出をして取得した一定面積以上の土地が3年たっても利用されていない場合には、知事はその土地の有効かつ適切な利用を促進するため、その土地を「遊休土地」に指定し、所有者等に通知することがあります。この通知を受けたときは、その土地の利用や処分の計画を知事に届出なければなりません。この届出を受けて知事は、その土地の積極的利用のために必要な助言や勧告をします。



4 届出をしないと

1 法律で罰せられます

届出をしないで土地取引をしたり、偽りの届出をすると、6カ月以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられることがあります。

2 税法上の特典が受けられなくなることがあります。

- 届出をしないで土地を譲渡すると、特定住宅地造成事業等のために土地を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除などが受けられなくなることがあります。
- 届出をしないで造成宅地などを譲渡すると、法人等の土地譲渡益重課の適用除外措置が受けられなくなることがあります。



2 届出から契約まで

契約をしようとするときは、取引の当事者（売買の場合であれば売主と買主）は、取引の予定価格や利用目的を書いた。知事あての届出書を契約を結ぶ6週間前までに、市町村役場に届けてください。

届出を受けた知事は、取引価格と利用目的について審査をし、不適正と認めるときは、取引の中止又は変更を勧告することがあります。それ以外の場合には、届出日から6週間以内に勧告をしない旨の通知をします。この通知を受け取れば契約ができることになります。



【事前確認制度】

宅地分譲や建売、マンション分譲の場合には、分譲業者がその分譲予定価格について、高すぎるものではないとの知事の確認をあらかじめ受けた場合には、個々の取引ごとにあらためて届出する必要はありません。

この制度による宅地分譲等の広告には、「国土利用計画法に基づく事前確認済」などと記載されていますので、購入者はこれを参考にできます。

不明な点や詳細については、役場企画課におたずね下さい。